

『地域支え合いの心であふれた、健やかで安らぎのある村』

青木村

子育てハンドブック

結婚・妊娠・出産・育児について考えている人へ
—YELL エール（応援）—



はじめに

青木村では、安心して健やかに子どもを産み育てることができる村づくりを目指しています。

このハンドブックは、結婚を希望する人に対する結婚相談や、妊婦健診や保育サービスの充実をはじめ、子育て支援の拡充など、地域社会全体で子育てを支援する環境づくりを推進し、家庭や子育てに夢や希望を持てるよう、結婚から育児について応援できる情報が掲載されております。

この冊子が村民の皆様のお役に立つことができれば幸いです。

青木村次世代育成支援行動計画

「あおきっ子」はぐくみプラン

- 独自の歴史文化や豊富な自然のなかで、子どもを心豊かに、のびのびとはぐくむ。
- 老若男女一人ひとりが、子育て、子育てを応援していく。
- 地域全体で、夢や希望をもって子育てをする。



目次

✳️ 結婚しよう、結婚したら	3	✳️ 障がいのあるお子さんのために	14
✳️ 赤ちゃんが生まれるまで	4	✳️ ひとり親家庭のために	16
✳️ 赤ちゃんが生まれてから	5	✳️ 手助けが必要なとき	17
✳️ 手当・助成金など	6	✳️ 子育ての悩み（児童虐待・DV）	19
✳️ 子どもの健康	8	✳️ 医療機関など	20
✳️ 保育園	9	✳️ 救急等の医療機関	20
✳️ 小・中学生になったら	10	✳️ 電話番号一覧表	21
✳️ 子育てについて	12	✳️ 子育て応援カレンダー	22

結婚しよう、結婚したら



❖ 結婚相談

- 時間** 毎月第3日曜日 午後1時～午後4時 *随時相談受付
相談員がご相談に応じます。また、出会いのイベントやセミナーもご案内します。登録、相談無料。
- 場所** 青木村老人福祉センター
- 問合せ** 青木村社会福祉協議会 **情報電話 49-2129 / 電話 49-2129**

❖ 婚姻届

- 届出人** 婚姻する妻又は夫になる人
- 必要なもの**
- ・戸籍謄本（届出人の本籍地以外の役所に届出をする場合） 1通
 - ・届出人の印鑑（朱肉使用の印、スタンプ印、ゴム印等は不可）
 - ・運転免許証等（顔写真入りの官公署が発行したもの）
- 問合せ** 青木村住民福祉課 **情報電話 49-3132 / 電話 49-0111**

❖ 若者定住促進住宅

- 戸数** 42戸（12団地）
- 家賃** 月額40,000円～45,000円
- 対象** 原則申込み時年齢38歳以下で、同居または同居しようとする親族（婚姻予定者を含む）がある方。
*入居決定者の年齢が50歳に到達するまでに退居することの条件があります。
- 問合せ** 青木村商工観光移住課 **情報電話 49-3131 / 電話 49-0111**
*ほかに村営住宅56戸（4団地）あります。

❖ 青木村定住促進応援補助金

- 対象** 年齢51歳未満の方
- 補助額等** 定住を目的に、住宅の新築、購入、改築、土地の購入等に係る経費の額の5%（補助金は1,000,000円を限度とし、補助対象面積は500㎡を限度とする）。
*年齢制限のほか、永住の確約など、いくつかの条件を満たしたものが対象です。
- 問合せ** 青木村商工観光移住課 **情報電話 49-3131 / 電話 49-0111**

❖ 青木村移住・定住促進住宅（民間活用型）家賃補助事業

- 対象** 同居又は同居しようとする親族（婚姻予定者を含む）がある方。
*その他いくつかの条件を満たしたものが対象です。
- 内容** 民営の賃貸住宅家賃の一部を月額15,000円（限度額）補助。
- 問合せ** 青木村商工観光移住課 **情報電話 49-3131 / 電話 49-0111**

赤ちゃんが生まれるまで



❖ 母子健康手帳の交付

- 対象** 妊娠された方
- 手続き** 医療機関等が発行する『妊娠届出書』を青木村住民福祉課へ届け出てください。
- 問合せ** 青木村住民福祉課保健衛生係 **情報電話 49-3132 / 電話 49-0111**

❖ 妊婦健康診査（健康状態の把握、血液検査、超音波検査など）

母子健康手帳交付時に『妊婦一般健康診査受診券』を交付します。
14回分を公費負担で受けることができます。

- 対象** 妊婦
- 問合せ** 青木村住民福祉課保健衛生係 **情報電話 49-3132 / 電話 49-0111**



❖ 妊婦歯科検診

母子健康手帳交付時に「青木村妊婦歯科検診受診票」を交付します。1回分の歯科検診を青木村または上田市内の歯科医療機関で無料で受けることができます。

- 対象** 妊婦
- 問合せ** 青木村住民福祉課保健衛生係 **情報電話 49-3132 / 電話 49-0111**

❖ 不妊症治療費補助

男性、女性の不妊症に関する治療（検査費を含む）に対し、給付金を交付します。

- 対象** 村内に住民票のある夫婦
- 給付額** 限度額30万円（当該年度中）、支給総額100万円を限度とします。ただし、県で実施する給付金の交付を受けられる場合は、その額を控除した額となります。
- 問合せ** 青木村住民福祉課保健衛生係 **情報電話 49-3132 / 電話 49-0111**

❖ 不育症治療費補助

夫婦の不妊症に関する治療（検査費を含む）に対し、給付金を交付します。

- 対象** 村内に住民票のある夫婦
- 給付額** 限度額30万円（当該年度中）、支給総額100万円を限度とします。ただし、県で実施する給付金の交付を受けられる場合は、その額を控除した額となります。
- 問合せ** 青木村住民福祉課保健衛生係 **情報電話 49-3132 / 電話 49-0111**

赤ちゃんが生まれてから



❖ 出生届

赤ちゃんが生まれたら14日以内に住所地または本籍地の市区町村役場に出生の届出が必要です。出産された場所や里帰り先など、一時滞在地の市区町村役場にも届出できます。

届出人 父又は母

必要なもの 印鑑（認印）、母子手帳、保護者の健康保険証、保護者名義の通帳、保護者のマイナンバーカードまたは通知カード

問合せ 青木村住民福祉課 **情報電話** 49-3132 / **電話** 49-0111

❖ 出産祝金

村内在住者で出生届を出された方で、母子ともに住民票があり、かつ居住しており、滞納のない世帯の方に出産祝金を支給します。

祝い金 第1子……10万円
第2子……15万円
第3子……20万円
第4子……25万円
第5子以上…35万円

問合せ 青木村住民福祉課 **情報電話** 49-3132 / **電話** 49-0111



❖ 産後ケア事業

医療機関または助産所等に滞在しながら心身のケアや育児のサポート等を受けられます。

対象 強い育児不安や産後の心理的な不調があり身近に支援者がいない産後4か月未満の母子

利用可能日数 7日以内

費用 費用の1/3を利用された方が負担。ただし村民税非課税世帯や生活保護世帯の費用は免除（食事代・ミルク代は全額自己負担）

問合せ 青木村住民福祉課保健衛生係 **情報電話** 49-3132 / **電話** 49-0111

❖ 新生児・乳児訪問

赤ちゃんが生まれると、すべてのお子さんとお母さんを対象に、保健師がご家庭を訪問し、赤ちゃんの体重測定や育児の悩み、お母さんの身体のことなどの相談をお受けします。

問合せ 青木村住民福祉課保健衛生係 **情報電話** 49-3132 / **電話** 49-0111

❖ ブックスタート

乳幼児健診時（9～10か月児）に絵本をプレゼントします。（→P. 8）

絵本を通じて親子の関係を深める・本との出会いのきっかけづくりを目的としています。

問合せ 青木村住民福祉課保健衛生係 **情報電話** 49-3132 / **電話** 49-0111

❖ わくわく広場

就園前のお子さんのための遊びの場です。友だちづくりや保護者同士の交流ができます。毎月1回、保健センター等で実施します。

問合せ 青木村住民福祉課保健衛生係 **情報電話** 49-3132 / **電話** 49-0111

❖ かんがる一教室

親子の遊びを通して子育ての悩みを保育士・保健師・カウンセラー等と一緒に考えます。月1～2回児童センターで実施します。

問合せ 青木村住民福祉課保健衛生係 **情報電話** 49-3132 / **電話** 49-0111

手当・助成金など



❖ 福祉医療費補助制度

0歳～18歳（高校卒業まで）のお子さんの健康保険適用内の医療費が対象です。

*平成30年8月より、医療機関での窓口負担額がお子さんの場合1診察につき500円となり、自己負担額500円を差し引いた額を補助します。

問合せ 青木村住民福祉課 **情報電話 49-3132 / 電話 49-0111**

❖ 児童手当制度

0歳～15歳（中学校卒業まで）のお子さんを養育している方に支給されます。

- 月額支給額
- ・ 3歳未満 15,000円
 - ・ 3歳以上小学校修了前 10,000円
└(第3子以降は 15,000円)
 - ・ 中学生 10,000円

※一定以上の所得のある方は5,000円／児童1人につき

支払時期 2月、6月、10月

※「第3子以降」とは、高校卒業まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の養育している児童のうち、3人目以降の児童のことをいいます。

※公務員の方は、お勤め先での支給となります。

現況届 毎年1回、6月に現況届の提出が必要です。（保険証・勤務先等の確認）

問合せ 青木村住民福祉課 **情報電話 49-3132 / 電話 49-0111**

❖ 未熟児養育医療制度

入院の必要のある未熟児に対し、指定の医療機関において医療給付を行います（出生から最大1年間に限り）。所得に応じて自己負担額があります。

対象 生まれたときの体重が2,000g以下または医師が入院養育を必要と認めた未熟児

問合せ 青木村住民福祉課保健衛生係 **情報電話 49-3132 / 電話 49-0111**



❖ チャイルドシート購入補助

チャイルドシート購入価格の2分の1を補助します（上限額1万円、100円未満端数切り捨て）。

- 対象** 満6歳未満の子どものいる保護者
- 補助範囲** 子ども1人につき1回の補助
- 申請手続き** 申請書とチャイルドシート購入時の領収書を添付のうえ役場へ提出する（購入してから3ヶ月以内）。
- 補助金交付** 審査後、申請者の口座へ振り込みます。
- 問合せ** 青木村総務企画課企画財政係 **情報電話 49-0111 / 電話 49-0111**

❖ ながの子育て家庭優待パスポート

18歳以下のお子さんがある家庭に交付されます。

第3子以上のお子さんがある家庭は『多子世帯応援プレミアムパスポート』となります。

協賛ステッカーが提示されているお店で割引等のサービスが受けられます。

協賛店舗検索サイト <http://pass.nagano-kosodate.net/search.cgi>

- 問合せ** 青木村住民福祉課 **情報電話 49-3132 / 電話 49-0111**

❖ 高校生通学定期券補助

千曲バス青木線は、運賃低減事業により高校生の通学を含め、利用者すべてが上限300円の運賃で利用できます。しかし、下記の対象区間の定期券を購入して通学する高校生は、購入金額の一部を補助します。

- 対象区間** ・殿戸⇄千曲高校 ・当郷⇄千曲高校
- 問合せ** 青木村総務企画課企画財政係 **情報電話 49-0111 / 電話 49-0111**

❖ 住宅リフォーム工事補助事業

青木村村民（5年以上在住し、リフォームした住宅に定住する意思がある）の方に、対象経費の10分の2以内、上限20万円まで補助金を交付します。

- 対象工事** 村内業者が施工する住宅の増築・改築、給排水衛生設備の工事、バリアフリーや耐震改修工事など
- 対象外工事** 車庫や物置、事務所の工事、工事を伴わない設備機器や備品の購入、外溝工事など
- 問合せ** 青木村商工観光移住課 **情報電話 49-3131 / 電話 49-0111**

子どもの健康



❖ 母子相談・離乳食相談

妊娠中や産後のお母さんの身体のこと、授乳のこと、お子さんの成長発達のこと、離乳食・幼児食等についての相談を毎月1回保健センターで実施します。保健師・助産師・栄養士が相談に応じます。

対象 妊婦、乳幼児

問合せ 青木村住民福祉課保健衛生係 **情報電話 49-3132 / 電話 49-0111**

乳幼児健診

下記の健診を保健センターで実施します。全て個人通知にてお知らせしています。

乳幼児健診	実施月	内 容
3～4か月児健診	4月・6月・8月・ 10月・12月・2月（計 6回）	発育と発達面の健診および離乳食指導・相談
6～7か月児健診		発育と発達面の健診および離乳食指導・相談 ・歯磨き指導
9～10か月児健診		発育と発達面の健診および離乳食指導・相談 ・歯磨き指導 *ブックスタート (P. 5)
お誕生相談 (1歳～1歳2か月)	6月・9月・12月・ 3月（計4回）	発育と発達面の健診および幼児食指導・相談 ・歯磨き指導
1歳6か月児健診 (1歳6か月～1歳8か月)	4月・7月・10月・ 1月（計4回）	発育と発達面の健診および幼児食指導・相談 ・歯科健診および歯磨き指導
2歳児健診 (2歳～2歳2か月)	6月・9月・12月・ 3月（計4回）	発育と発達面の健診および幼児食指導・相談 ・歯科健診および歯磨き指導 心理相談員による発達相談（希望者）
3歳児健診 (3歳～3歳2か月)	5月・8月・11月・ 2月（計4回）	発育と発達面の健診および幼児食指導・相談 ・歯科健診および歯磨き指導 尿検査・視聴覚検査・視機能検査

予防接種

下記の予防接種を医療機関で実施しています。全て個人通知にてお知らせしています。個人通知が届きましたら個別に予約をとり接種をすすめて下さい（スケジュールは主治医とご相談ください）。

定期予防接種 ☆費用は全額公費負担です	
乳幼児期に受ける予防接種	ヒブ・小児用肺炎球菌、BCG、4種混合（ジフテリア・百日咳・破傷風・不活化ポリオ）、麻しん風しん混合Ⅰ期・Ⅱ期、水痘（水ぼうそう）、日本脳炎Ⅰ期、B型肝炎、ロタウイルス
9歳以降に受ける予防接種	日本脳炎Ⅱ期、2種混合（ジフテリア・破傷風） 子宮頸がん予防ワクチン（現在、積極的な接種勧奨は差し控えています）

❖ 季節性インフルエンザ予防接種費用補助

0歳から中学3年生を対象に季節性インフルエンザの予防接種費用の一部を補助します。対象の方には個人通知をお送りします。

問合せ 青木村住民福祉課保健衛生係 **情報電話 49-3132 / 電話 49-0111**

保育園

お仕事や家族の介護などの理由で、家庭で保育できない保護者の皆さんのために、生後6カ月以上就学前までのお子さんを保育いたします。

その他にも早朝・延長の保育や一時保育などのサービスがあります。

- **保育時間** 午前8時30分～午後4時30分まで
- **問合せ先** 青木村保育園 **情報電話 49-2063 / 電話 49-2063**



◆ 各種保育サービス等

● 保育料及び副食費の減免

- ・ 3歳～就学前の児童の保育料を全額免除します（ただし副食費は徴収致します）。
- (1) 村民税所得割課税額が77,101円未満の世帯及び、全ての世帯の第3子以降の副食費を全額免除する。
- (2) 村民税所得割課税額が77,101円未満のひとり親世帯及び在宅障害児（者）のいる世帯については2人目以降については副食費を全額免除する。
- ・ 3歳未満児（村民税所得割課税額が77,101円以上の世帯）で、2人以上の児童が同時入所している場合（特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通所施設、したい不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童デイサービスを利用している場合を含む）、2人目の保育料を1/2に軽減し、3人目以降の保育料は全額免除する。
- ・ 3歳未満児（村民税所得割課税額が77,101円未満の世帯）が入所している世帯で、同一世帯の第2子の保育料を1/2に軽減し、第3子以降の保育料を全額免除する。
- ・ 3歳未満児で村民税所得割課税額が77,101円未満のひとり親世帯及び在宅障害児（者）のいる世帯については2人目以降については全額免除する。
- ・ 村民税非課税世帯の保育料は全額免除となります。

● 土曜希望保育

● **保育時間** 午前8時30分～午後4時30分まで（早朝・延長（午後5時まで）の保育も利用できます）

● 延長保育

ご家庭の事情により保育を必要とする場合、通常の保育時間を超えて保育するサービスです。

● **早朝保育** 午前7時00分～午前8時30分まで（50円／30分、上限1,500円）

● **延長保育** 午後4時30分～午後7時00分まで（ただし、土曜日は午後5時00分まで）
（60円／30分、上限5,000円）

● 一時保育

保護者の病気や事故など緊急に保育が必要な場合、一時的に保育をおこないます。

また、里帰り出産など特別な事情の場合には村外の方でも利用できます。

利用料		3歳未満	3歳以上	※ご利用いただく場合、事前の申し込みが必要となります。行事の関係等ご利用いただけない場合もありますので、早めにご相談ください。
		村内在住者	半日	
	1日	2,120円	980円	
村外在住者	半日	1,290円	670円	※給食を利用した場合、別に220円がかかります。
	1日	2,570円	1,330円	

小・中学生になったら



❖ 小学校に入学する前の健康診断（就学前健康診断）

翌年の4月に小学校に入学するお子さんを対象に健康診断を10月頃に行います。時期になりましたら、対象のご家庭にご案内します。

学校のこと

❖ 小・中学校の入学は？

小・中学校に入学するお子さんの保護者に2月上旬までに入学通知書を送付します。入学通知書が届かない方、住所に変更のある方、国立・県立・私立学校へ入学される方はお問合せください。

❖ 転校の手続き

住民登録の異動手続きをし、転校に関する通知書の交付を受けて、学校に持参してください。

❖ あおきっ子合宿

小学4年生以上の希望者が、「信大 YOU 遊未来」に所属している大学生の支援をいただきながら行う、一週間の通学合宿です。村の文化会館を使って行います。

❖ 長泉サマーキャンプ

姉妹提携をしている静岡県長泉町に行き、小学生5、6年生の希望者を募って、夏休みに実施するキャンプです。2泊3日で行い、長泉町のリーダーズとの交流や川遊び、海水浴、富士登山などを行います。



就学に関する助成

❖ 就学援助制度

給食費や学用品費などの一部を援助します。

対 象 小・中学生を養育し、給食費や学用品費などの支払いが困難な家庭

❖ 特別支援教育就学奨励費制度

給食費や学用品費などの一部を補助します。

手続き 青木小学校・青木中学校

対 象 青木村小・中学校の特別支援学級等に在籍する児童生徒の保護者

❖ 奨学金制度

村内の学生に奨学金の貸与を行っています。

対象者 奨学生本人が村内に1年以上居住し、生活の本拠を青木村に有しているまたは有していた方。
*両親の所得、成績による制限はありません。

貸与決定 奨学金選考委員会にて決定をします。

貸与期間 その学校の正規の修業期間とする。*留年・大学院進学等による延長期間は貸与の対象としない。

償 還 卒業後の1年間の猶予期間の後に貸与を受けた期間の2倍の期間内に償還する。

利 子 無利子

貸与月額	対 象 区 分		上限貸与月額 (円)
高等学校生		国公立	20,000円
		私 立	30,000円
高等専門学校生	自宅から通学	国公立	30,000円
		私 立	
大学生	自宅外から通学	国公立	40,000円
		私 立	50,000円

*募集要項については毎年、青木村広報2月号に掲載されますので、ご確認ください。

*奨学生の募集は年に1度のみで、年度途中からの貸与は行いません。

問合せ 青木村教育委員会 **情報電話 49-2224 / 電話 49-2224**

教育の相談

幼児から小・中学生及びその保護者、または教職員を対象として、さまざまな教育全般の相談を受けるとともに、カウンセリングを行っています。

ご相談・お問合せ先 青木村教育委員会 **情報電話 49-2224 / 電話 49-2224**

子育てについて

～人と人がつながる力を育てる、社会力を養いましょう～

❖ 青木村児童センター

利用のしかた 0歳～18歳の青木村在住の子どもは誰でも利用することができます。子どもたちが豊かな自然の中で自由に遊び、多くの人と関わりながら社会力（人とつながる力）を身につける場を提供します。

開館日 平日 午前10時～午後6時 *青木小学校の長期休業中は午前8時～午後6時

休館日 土曜日・日曜日・祝日・お盆（8/13～16）・年末年始（12/29～1/3）

利用料 無料

○未就学のお子さん

利用時間 午前10時～青木村小学校下校前まで（おおむね午後2時頃）

- ・保護者の方と一緒にご利用ください。お子さんを広い場所でのびのび遊ばせながら、子どもも大人も友だちの輪を広げています。また、お弁当を持ち寄り、一緒に食事をしながら、楽しく交流をしています。

○小学生以上のお子さん

利用時間 青木村小学校下校時～午後6時

- ・放課後の遊びこみ…浦野川での川遊び、たき火遊び、校庭での自由遊びなど
- ・水曜クラブ…月に2回、子どもたちが自由に参加し多くの体験ができるクラブです。地域の方にご指導いただき、楽しみながら社会力を身につけます。

問合せ 児童センター **情報電話 49-0090 / 電話 49-0090**

青木村教育委員会 **情報電話 49-2224 / 電話 49-2224**



❖ 図書館のいろいろな催し物

● 児童・子ども向けのおはなし会

- 赤ちゃんのためのおはなし会 毎月第3木曜日（0才～3才未満対象）
- 幼児のためのおはなし会 毎月第4土曜日（3才～小学校低学年対象）
- 小学生のためのおはなし会 毎月第1土曜日（小学生対象）

● 図書館フェスタ *おはなし会グループによるおはなし会 年1回（11月または12月）

● 図書館夕涼会 年1回（2日間） 夏（7月頃） *おはなし会と工作や演奏会、資料館の見学など。

● 企画展 *絵本の展示など

● おもちゃ図書館来館 年2回 夏（7月）と冬（2月） *おもちゃの修理と遊び

開館時間 午前9：30～午後6：00（土曜・日曜日は午後5時30分閉館）

定休日 毎週月曜日と祝日・毎月月末（月曜が祝日の場合、火曜日も休館となります。月末が月曜日の場合、前日の日曜日も休日）

問合せ先 青木村図書館 **情報電話 49-0071 / 電話 49-0071**



障がいのあるお子さんのために



手帳の交付

各種福祉サービスを受けやすくするために手帳を交付しています。

●療育手帳

対象 児童相談所において知的障害と判定されたお子さん

●身体障害者手帳

対象 視覚や聴覚、音声・言語機能、肢体不自由、心臓機能、腎臓機能、呼吸器機能等に永続すると認められる障がいのあるお子さん

●精神障害者保健福祉手帳

対象 精神障害及び発達障害のために、長期にわたって日常生活や社会生活への制約があると認められたお子さん

手当や医療費助成など

❖ 障害児福祉手当

20歳未満で精神又は身体に著しく重度の障がいのある方に手当を支給します（申請が必要で所得の制限があります）。

支給額 月額14,880円（年4回支給、令和2年4月現在）

❖ 特別児童扶養手当

身体または精神に障がいのある20歳未満の児童を家庭で育てている父母または養育者に手当を支給します。（申請が必要で所得の制限があります）

支給額 月額34,970円または52,500円（年3回支給、令和2年4月現在）

❖ 自立支援医療（精神通院医療）

精神及び発達に障がいのある方が通院して治療を受けるとき、その医療費の一部を公費で負担します。

負担割合 90%を医療保険及び公費で負担、10%を自己負担。所得に応じて、月当たりの負担額に上限が設定されています。

❖ 自立支援医療（育成医療）

身体に障がいがあるか、または現にある疾患に対する治療を行わないと将来一定の障がいを残すと認められるお子さんで、手術などの治療によりその症状が軽くなり、日常生活が容易にできるようになると認められる場合に、その治療に要する医療費の一部を公費で負担します。ただし、指定自立支援（育成）医療機関での治療に限られます。

対象 18歳未満で次のいずれかの障がいに該当し、確実な治療効果が期待できるお子さん。肢体不自由、視覚障害、聴覚または平衡機能の障害、音声・言語機能またはそしゃく機能の障害、心臓、腎臓、小腸、肝臓その他の内臓障害、免疫機能障害

給付額 所得に応じて異なります。

相談したい

❖ 青木村住民福祉課

各種サービスに関する問合せやご相談をお受けいたします。

連絡先 **情報電話 49-3132 / 電話 49-0111**

❖ 上小圏域障害者総合支援センター

身体・知的・精神の3障がいの相談に対応する総合支援センターです。

障がいのあるお子さんが地域で安心して生活できるよう3障がいのコーディネーターが、面接・電話・訪問等により相談・支援を行います。

開設日時 月曜から土曜の9時から18時まで（ただし年末年始を除く）

連絡先 **電話 28-5522**

所在地 〒386-0012 上田市中央3丁目5番1号 上田市ふれあい福祉センター2F



ひとり親家庭のために



❖ 児童扶養手当

父あるいは母がいない家庭や父または母に一定以上の障がいがある場合、父、母又は父母に代わって児童を養育している方（外国人も可）に支給されます。

対 象 18歳に達した日に属する年度の3月31日までの児童又は20歳未満の一定以上の障がいのある児童を養育するひとり親家庭等の父、母又は養育者

支給額 月額10,180円～43,160円（所得に応じた支給額）
児童数2人の場合、月額10,190円～5,100円（所得に応じて）を加算
3人目以降は、1人につき月額6,110円～3,060円（所得に応じて）を加算
* 年度途中で加算額が変わる場合があります。

問合せ 青木村住民福祉課 **情報電話 49-3132 / 電話 49-0111**

❖ 母子父子家庭医療費補助

（福祉医療）

ひとり親家庭となられたお子さん（18歳以下で高等学校卒業まで）とその母、父、または養育者、の入通院の医療費の一部を補助します。

* 所得制限あり：児童扶養手当準拠

問合せ 青木村住民福祉課 **情報電話 49-3132 / 電話 49-0111**

生活の支援

❖ 生活福祉資金

● 奨学金貸付 ⇒ P. 11

必要な資金融資を他から受けることが困難な世帯を対象とし、安定した生活を営めるようにすることを目的としています。福祉資金、教育支援資金の貸付を行っています。

長野県社会福祉協議会が実施し、青木村社会福祉協議会が申込みの窓口となっています。

問合せ 青木村社会福祉協議会 **情報電話 49-2129 / 電話 49-2129**

● 母子父子寡婦福祉資金貸付制度 ⇒ **問合せ** 小県福祉事務所 電話 25-7123 (直通)

ご相談・お問合せ先 青木村住民福祉課 **情報電話 49-3132 / 電話 49-0111**

手助けが必要なとき



❖ 一時保育 ⇒ 保育園 P. 9

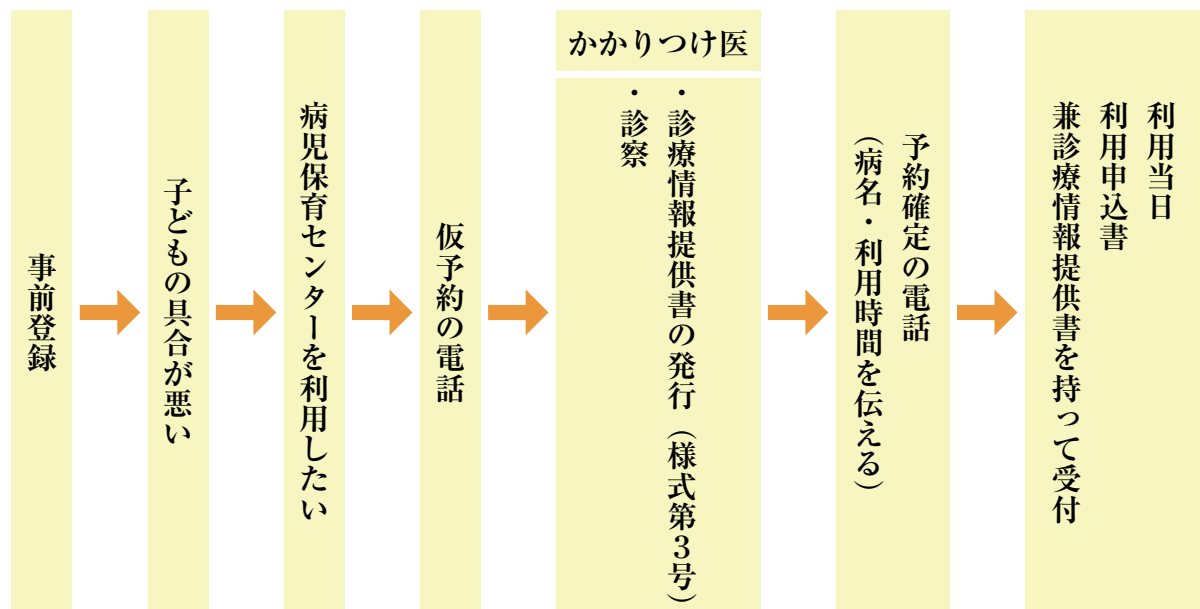
病気、災害、事故、出産、冠婚葬祭などにより緊急に家庭保育が困難となる就学前のお子さん、又、保護者の労働、職業訓練、就学などにより家庭保育が困難となる就学前のお子さんを保育園で一時的に保育します。

- 手続き** 申請書を提出してください
- 保育期間** 原則として1ヶ月12日を限度とします
- 問合せ** 青木村保育園 **情報電話 49-2063 / 電話 49-2063**

❖ 病児保育センター

病気治療中または回復期にあるお子さんを一時的にお預かりする「病児保育」を行っています。お子さんが病気、又は病気やケガ等の回復期で、保育園・幼稚園・学校等に行けませんが、保護者が仕事などのため家庭で看護できない時にご利用できます。

病児保育センターを利用される方は、事前に登録が必要です。登録申請書の提出は住民福祉課の窓口までお願いします（申請書は役場住民福祉課にあります）。急な場合には、利用当日の診療時に記入し提出することもできます。



◎ご利用のながれ

- 場所** 上田市中央1丁目4番10号 上田病院複合施設2階
上田市中丸子1771番地1 丸子中央病院新棟
- 対象児童** 上田市、長和町、青木村に在住している生後6ヶ月から小学3年生までの児童
- 問合せ** 青木村住民福祉課 **情報電話 49-3132 / 電話 49-0111**

病児保育センターのご利用について

場 所	●上田病院病児保育センター…上田市中央1丁目4番10号 上田病院複合施設2階 ●丸子中央病院病児保育センター…上田市中丸子1771番地1 丸子中央病院新棟		
対象児童	●上田市、長和町、青木村に在住の生後6か月から小学3年生までの児童 ◆対象年齢（各センターで対象年齢が異なりますのでご注意ください。） ・上田病院病児保育センター 生後6か月から小学3年生 ・丸子中央病院病児保育センター 1歳から小学3年生		
利用時間	●月曜日から金曜日の午前8時から午後5時まで ●祝祭日と年末年始（12月29日から1月3日まで）は除きます。		
定 員	各センター1日6名まで。原則として、利用希望前日までに予約が必要です。		
利用料金	●1人1日1,000円 (注) かかりつけ医発行の診療情報提供書は、乳幼児医療助成金（福祉医療）の対象となります。 また、医師による診療費は別に必要となります。この診療費は、福祉医療の対象となります。 ●午後5時を過ぎますと延長料金が発生します。		
利用期間	原則として7日間まで連続利用が可能です。（センターの休日を含む）		
予約時間	《上田病院病児保育センター》 ●月曜日から金曜日の午前8時から午後5時まで 上田病院病児保育センター 電話22-6117 (当日予約は午前中まで) ●土、日曜日の午前9時から午後5時まで 上田病院 電話22-3580 《丸子中央病院病児保育センター》 ●月曜日から金曜日の午前8時から午後5時まで 丸子中央病院病児保育センター 電話75-6374		
持 ち 物	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <input type="checkbox"/> かかりつけ医発行の診療情報提供書 <input type="checkbox"/> 保険証と福祉医療費受給者証 <input type="checkbox"/> 印鑑（認印） <input type="checkbox"/> 母子手帳 <input type="checkbox"/> 現在処方されている薬（説明書もいっしょに） <input type="checkbox"/> 食事、おやつ、飲み物 （症状に合ったもの。用意できない場合は、事前に病児保育センターにご相談ください） ※乳幼児の場合は、これらの他に以下のものもご用意ください。 </td> <td style="vertical-align: top;"> <input type="checkbox"/> 箸またはスプーンやフォーク、コップ <input type="checkbox"/> タオル（手拭き用とバスタオル大） <input type="checkbox"/> 子ども用マスク <input type="checkbox"/> 着替え（できれば2組以上） <input type="checkbox"/> 汚れた服などを入れる袋（数枚） <input type="checkbox"/> おもちゃ（必要であれば） <input type="checkbox"/> 掛布団、上掛け（タオルケット、毛布等）（丸子中央病院の場合） </td> </tr> </table> <div style="border: 1px solid orange; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center; margin-top: 10px;"> ◇粉ミルク ◇哺乳びん ◇紙おむつ ◇おしりふき ◇食用エプロン ◇スタイ </div> <p>※持ち物すべてに、わかりやすく記名をお願いします。</p>	<input type="checkbox"/> かかりつけ医発行の診療情報提供書 <input type="checkbox"/> 保険証と福祉医療費受給者証 <input type="checkbox"/> 印鑑（認印） <input type="checkbox"/> 母子手帳 <input type="checkbox"/> 現在処方されている薬（説明書もいっしょに） <input type="checkbox"/> 食事、おやつ、飲み物 （症状に合ったもの。用意できない場合は、事前に病児保育センターにご相談ください） ※乳幼児の場合は、これらの他に以下のものもご用意ください。	<input type="checkbox"/> 箸またはスプーンやフォーク、コップ <input type="checkbox"/> タオル（手拭き用とバスタオル大） <input type="checkbox"/> 子ども用マスク <input type="checkbox"/> 着替え（できれば2組以上） <input type="checkbox"/> 汚れた服などを入れる袋（数枚） <input type="checkbox"/> おもちゃ（必要であれば） <input type="checkbox"/> 掛布団、上掛け（タオルケット、毛布等）（丸子中央病院の場合）
<input type="checkbox"/> かかりつけ医発行の診療情報提供書 <input type="checkbox"/> 保険証と福祉医療費受給者証 <input type="checkbox"/> 印鑑（認印） <input type="checkbox"/> 母子手帳 <input type="checkbox"/> 現在処方されている薬（説明書もいっしょに） <input type="checkbox"/> 食事、おやつ、飲み物 （症状に合ったもの。用意できない場合は、事前に病児保育センターにご相談ください） ※乳幼児の場合は、これらの他に以下のものもご用意ください。	<input type="checkbox"/> 箸またはスプーンやフォーク、コップ <input type="checkbox"/> タオル（手拭き用とバスタオル大） <input type="checkbox"/> 子ども用マスク <input type="checkbox"/> 着替え（できれば2組以上） <input type="checkbox"/> 汚れた服などを入れる袋（数枚） <input type="checkbox"/> おもちゃ（必要であれば） <input type="checkbox"/> 掛布団、上掛け（タオルケット、毛布等）（丸子中央病院の場合）		

■インフルエンザにかかっているお子さんの受け入れについて

丸子中央病院病児保育センターでは、インフルエンザの際に症状により受け入れができる場合があります。

原則として、以下の条件すべてを満たしていることとなります。

- (1) 病院での検査を受け、インフルエンザの診断を受けていること
- (2) 薬剤投与が行われていること
- (3) 薬剤投与後48時間経過かつ解熱傾向にあること

症状に個人差がありますので、詳しくは、丸子中央病院病児保育センター（電話75-6374）へお問合わせください。

注：上田病院病児保育センターでは、インフルエンザにかかっているお子さんの受け入れは行っていません。

○お願い

- ・病児保育では、いろいろな症状のお子さんが利用されます。隔離室を設け、二次感染の防止に細心の注意を払っていますが、完全に感染を防げるものではありませんのでご承知ください。
- ・医師の判断により、入院・加療が必要と判断された場合には、利用できません。
- ・インフルエンザ、麻疹、ノロウイルス、流行性角結膜炎等、お預かりできない疾患があります。
- ・具合が悪いときは、できるだけ早くお迎えにきてあげてください。
- ・キャンセルする場合はお早めにご連絡ください。

子育ての悩み（児童虐待・DV）



ご自身が妊娠や出産、子育てに悩んだら、子育てに悩む親がいたら。
青木村住民福祉課、学校、保育園、教育委員会、県の児童相談所または青木村役場のどこでもご連絡ください。

長野県 児童虐待・DV24時間ホットライン

026-219-2413

このホットラインでは、児童虐待及びDV被害を受けている場合や疑われる場合の通告・通報先として、常時専任の電話相談員が対応しています。

相談内容についての秘密は守られ、また、通告・通報に関しては、お名前をいただかなくてもかまいません。

なお、対処の迅速性等の問題もあるため、長野県外の方からの通告・通報に関しては、お近くの警察署、児童相談所、女性相談センター、市町村、または児童相談所全国共通ダイヤルにお願いします。

児童相談所 全国共通ダイヤル

189

自動的にお住まいの地域の児童相談所につながります。※一部地域ではIP電話・PHSからはつながりません。

☆児童虐待に関する相談（月～金 8:30～17:15）

中央児童相談所 **026-238-8010**

☆DV被害に関する相談（月～金 8:30～17:15）

上田保健福祉事務所福祉課 **25-7123（直通）**

妊娠～子育てほっとライン信州 長野県が長野県助産師会へ委託し実施しています。

☎0263-31-0015
毎週火・木曜日10時～16時（祝日・年末年始は除く）

妊娠～子育てに関するその他相談先

相談窓口	電話番号	受付時間
小児救急でんわ相談 <small>急な発熱、咳をぶつけた等判断に困ったら...</small>	#8000 (0263-34-8000)	毎日 19時～翌8時
長野県性暴力被害者支援センター 「りんどうハートながの」	026-235-7123	毎日 24時間
にんしんSOSながの <small>予期せぬ妊娠でお悩みの方は</small>	0120-68-1192	毎日 24時間

青木村住民福祉課 **情報電話 49-3132 / 電話 49-0111**

医療機関など



❖ 青木診療所

診療時間 月～金曜日 午前8時30分～午後5時30分（昼食時間を除く）
土曜日 午前8時30分～正午

定休日 日曜・祝日 第1・3・5土曜日はお休み **休診日** お盆・年末年始

住所 青木村大字田沢118

問合せ **情報電話 49-2031 / 電話 49-2031**



❖ 宮原歯科医院

診療時間 月～金曜日 午前9時～午前11時30分（受付順）
午後2時～午後6時（予約制）

土曜日 午前9時～午前11時30分（受付順）

定休日 日曜・祝日、毎月1日、15日

住所 青木村大字田沢90

問合せ **情報電話 49-2112 / 電話 49-2112**



❖ 池田薬局

営業時間 平日 午前8時～午後7時30分 **定休日** 日曜・祝日

土曜日 午前8時～午後7時

住所 青木村大字田沢12-2

問合せ **情報電話 49-2033 / 電話 49-2033**



救急等の医療機関



❖ 上田市内科・小児科初期救急センター

夜間の、翌日まで待てない突発的発熱や腹痛、はげしい嘔吐や下痢などのとき、
応急的内科診療を行います。

診療日 毎日（お盆と年末年始を除く）

受付時間 午後7時から午後10時30分まで **診療時間** 午後8時から午後11時まで

休診日 8 / 14～8 / 16、12 / 30～1 / 3

住所 上田市緑が丘1-27-21（信州上田医療センター敷地内）

出かける前にはまず**電話相談**を 15歳までの方は **小児科 21-2233**
16歳以上の方は **内科 21-2280**



●電話相談（午後7時から午後11時）



●センター窓口にて受付（午後7時から午後10時30分）



●センターにて受診（午後8時から午後11時）

持ち物 母子健康手帳、保険証、福祉医療受給者証、お薬手帳（飲んでいる内容がわかるもの）、診療代

❖ 休日緊急歯科診療所

診療時間 午前9時～午後3時

診療日 日曜日、祝日、お盆、年末・年始12月29日～1月3日

連絡先 電話 24-8020

診療場所 上田小県歯科医師会館 1階

「上田小県歯科医師会休日歯科救急センター」 上田市材木町1-3-6

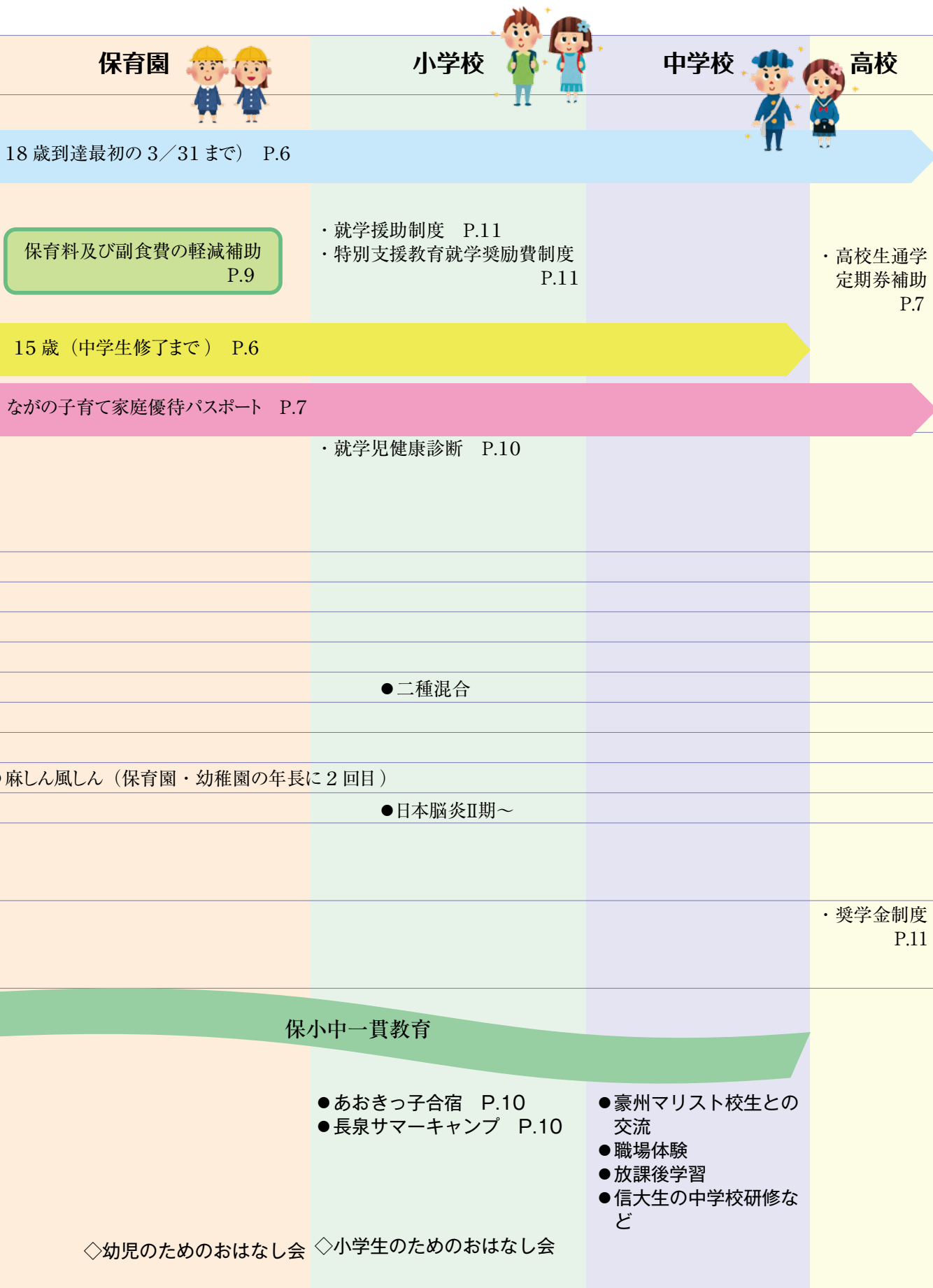


電話番号一覧表

青木村役場	電話	49-0111		
総務企画課	情	49-0111		
税務会計課	情	49-0111		
建設農林課	情	49-3131		
商工観光移住課	情	49-3131		
住民福祉課	情	49-3132		
地域包括支援センター	情	49-1110		
保健センター	情	49-0222	電話	49-0222
青木村社会福祉協議会	情	49-2129	電話	49-2129
青木村保育園	情	49-2063	電話	49-2063
青木小学校	情	49-2009	電話	49-2009
青木中学校	情	49-2028	電話	49-2028
青木村教育委員会・公民館	情	49-2224	電話	49-2224
青木村児童センター	情	49-0090	電話	49-0090
青木村図書館	情	49-0071	電話	49-0071
青木村警察官駐在所	情	49-2030	電話	49-2030
上田川西消防署	情	31-0119	電話	31-0119

● 子育て応援カレンダー ●

	妊婦	赤ちゃん 	
手続・手当・助成金	<ul style="list-style-type: none"> 母子手帳の交付 P.4 不妊症治療費・不育症治療費補助(年間30万円限度) P.4 	<ul style="list-style-type: none"> 出生届 P.5 未熟児養育医療 P.6 (出生から最大1年間) 出産祝金 P.5 チャイルドシート購入補助 P.7 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉医療 (0歳～) 若者定住促進住宅 P.3 青木村定住促進応援補助金 P.3 児童手当 0歳～
	<ul style="list-style-type: none"> 妊婦健診 14回 妊婦歯科検診 無料 P.4 	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児健診・1～4か月児・6～7か月児・9～10か月児・お誕生相談・1歳6か月児・2歳児・3歳児 P.8 母子相談・離乳食相談 P.8 	
予防接種 P.8		<ul style="list-style-type: none"> ロタウイルス (生後6週から開始) インフルエンザb型(ヒブ) (生後2か月から開始、合計4回) 小児用肺炎球菌 (生後2か月から開始、合計4回) B型肝炎 (生後2か月から開始、合計3回) 四種混合(ジフテリア・百日咳・破傷風・不活化ポリオ) (生後3か月から開始、合計4回) BCG (生後5～8か月に1回) 水痘 (生後1歳～3歳未満に合計2回) 麻疹風しん (1歳～2歳未満に1回目) 日本脳炎 (3歳と4歳で合計3回) 	
訪問		<ul style="list-style-type: none"> 新生児・乳児訪問 P.5 	
生活の支援		<ul style="list-style-type: none"> 生活福祉資金 P.16 母子父子寡婦福祉資金貸付制度 P.16 児童扶養手当 P.16 	
友だちをつくる・知識を得る		<ul style="list-style-type: none"> わくわく広場 P.5 児童センター P.12 (0歳から18歳まで) ◇赤ちゃんのためのおはなし会 ～図書館のいろいろな催し物～ P.13 	



青木村中心部詳細図

